

大月都留ごみ処理場長期包括運營業務委託

募 集 要 項

令和元年5月7日

大月都留広域事務組合

目 次

第1章 業務委託の概要.....	1
1 委託業務の概要	1
2 本施設の概要	1
3 業務方式及び業務期間（予定）	6
4 業務スケジュール（予定）	6
5 業務委託の内容	6
6 予定価格（上限価格）	8
7 予定価格（上限価格）の通知	8
8 業務委託契約の締結及び業務の実施等	8
9 関連法令等の遵守	9
10 委託料の支払	9
11 委託料の変更	9
第2章 応募者の募集及び受託事業者の決定	11
1 受託事業者の決定方法	11
2 公募及び事業者選定の手順（予定）	11
3 応募者の参加資格要件	15
4 事業者の選定	18
第3章 本業務に係る情報提供.....	21
1 応募段階	21
2 業務委託契約後の情報提供	21
第4章 受託事業者の責任の明確化.....	22
1 想定される運営管理の水準・仕様	22
2 受託事業者の責任の明確化及び業務実施の保証	22
第5章 本業務に係る主な業務委託契約の内容	24
1 契約保証金	24
2 業務実施上の主な留意事項	24
3 違約金	26
第6章 業務委託契約の解釈について疑義が生じた場合における措置	27
1 係争事由に係る基本的な考え方	27
2 管轄裁判所の指定	27

第7章 本業務の継続が困難になった場合の措置等	28
1 基本的な考え方	28
2 本業務の継続が困難となった場合の措置	28
3 保険の加入	29

別紙－1 誓約書

別紙－2 特定調達品の調達等に係る協定書の主な内容

この募集要項では、以下のように用語を定義する。

用 語	定 義
長期包括運營業務委託	本施設の運営管理業務を、受託事業者へ長期的・包括的に一括して委託する方式。
本 施 設	平成15年4月に稼働開始した「大月都留ごみ処理場」に属するすべての施設をいう。
プ ラ ン ト 設 備	本施設のうち、ごみ処理に必要なすべての設備（機械設備・電気設備・配管設備・計装制御設備等を含むが、これに限らない。）を総称していう。
建 築 物 等	本施設のうち、プラント設備を除く建築物を総称していう。
本 業 務	大月都留広域事務組合が実施する「大月都留ごみ処理場長期包括運營業務委託」をいう。
運 営 管 理 業 務	本施設の運営管理（運転管理及び維持管理を含むが、これに限らない。）に係る業務をいう。
組 合	構成市で構成する一部事務組合で、「大月都留広域事務組合」をいう。
構 成 市	大月市、都留市の2市を総称していう。
管 内 業 者	組合の入札参加資格登録において、構成市に本社若しくは本店を登録する企業をいう。
準 管 内 業 者	組合の入札参加資格登録において、構成市に支店若しくは営業所を登録する企業をいう。
管 外 業 者	管内業者及び準管内業者以外の企業をいう。
募 集 要 項 等	公告の際に組合が公表する書類一式をいう。具体的には、募集要項、要求水準書、審査基準書、業務委託契約書（案）、様式集、図面等をいう。
応 募 者	本施設の運営管理業務の能力を有し、本業務に参加する単独企業又は複数の企業で構成される者（以下「グループ」という。）をいう。
代 表 企 業	グループの場合、応募者の代表を務める者をいう。
資 格 審 査 通 過 者	参加申込のあった応募者のうち、参加資格審査（第1次審査）を通過した応募者をいう。
優 先 交 渉 権 者	審査委員会から最優秀提案者の選定を受けて、業務委託契約の締結を予定する者として組合が決定した資格審査通過者をいう。
受 託 事 業 者	優先交渉権者として選定され、組合と契約締結のための協議を行った後、業務委託契約の締結を行った者をいう。略して「事業者」ともいう。

用語	定義
提案書類	資格審査通過者が、募集要項等に規定する提案審査を受けるために組合へ期限内に提出する「技術提案書」「見積書」その他これらに付属又は関連する書類を総称していう。
技術提案書	「提案書類」の内、資格審査通過者が募集要項等に基づき作成し、組合に提出する技術的な内容の書類・図書をいう。
委員会設置要綱	「大月都留広域事務組合長期包括運営事業者選定技術審査委員会設置要綱」をいう。
大月都留広域事務組合長期包括運営事業者選定技術審査委員会	本業務実施に必要な事項の検討及び提案書類の審査を行い最優秀提案者の選定を行う目的で、組合が設置する組織をいう。略して「審査委員会」という。
業務委託契約	本業務に関して、組合と受託事業者の間で締結される「大月都留ごみ処理場長期包括運営業務委託契約書」に基づく契約をいう。
運営業務マニュアル	安定した運転、本施設の保全及び職場の安全を保つために、受託事業者が作成するマニュアルをいう。
提出	受託事業者が行った業務内容等について、募集要項等（主に要求水準書）に定める各種書類を受託事業者が組合に対して、書面で報告する行為をいう。
報告	受託事業者が行った業務内容等について、受託事業者が組合に対して行う行為をいい、必ずしも書面である必要はない（口頭等も含む）。ただし、口頭等の場合で、双方が必要と認める場合は、事後、書面にて内容を取り交すこととする。
モニタリング	業務期間にわたり、受託事業者が提供する公共サービスの水準を組合が監視（測定・評価等）する行為をいう。
特許権等	特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利をいう。
リスク	本業務の実施に当たり、業務委託契約締結の時点ではその影響を正確には想定できない、不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性をいう。
不可抗力	組合及び受託事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。ただし、法令等の変更は「不可抗力」に含まれないものとする。
ホームページ	本業務に係る組合のホームページをいう。 (http://www.otsuki-tsuru.or.jp/)

第1章 業務委託の概要

1 委託業務の概要

(1) 業務名称

大月都留ごみ処理場長期包括運營業務委託

(2) 業務場所

山梨県大月市初狩町中初狩 3274 番地

(3) 業務期間

運營業務準備期間 : 業務委託契約締結の日～令和元年 11 月 30 日

長期包括運營業務期間 : 令和元年 12 月 1 日～令和 11 年 11 月 30 日まで

(4) 業務委託の目的

本業務は、組合等によって搬入されるごみ・再資源化物について、組合が選定した受託事業者が有するノウハウや創意工夫等を有効に活用し、より適正に本施設の運営管理業務を長期にわたって実施することを目的とする。

また、組合が恒久的に安定したごみ処理行政を推進していくために、受託事業者は周辺地域との調和・共生を重視し、周辺住民が安心できる施設運営を目指すこととする。

(5) 本施設の管理者

大月都留広域事務組合 組合長 石井 由己雄

2 本施設の概要

(1) 施設の概要

業務主体 : 大月都留広域事務組合

施設名称 : 大月都留広域事務組合 大月都留ごみ処理場

所在地 : 山梨県大月市初狩町中初狩 3274 番地

敷地面積 : 60,224m²

建築面積 : 工場棟 5,246.90m²

管理棟 771.64m²

その他 2,293.75m²

竣工年月 : 平成 15 年 3 月

(2) 施設の構成

ア ごみ処理施設

処理方式：全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式焼却炉）

施設規模：104t/日（52t/24時間×2炉）

なお、基幹的改良工事は令和元年11月完了予定である。

イ リサイクルプラザ

粗大・不燃ごみ設備

施設規模：粗大ごみ 7t/5時間

不燃ごみ 8t/5時間

資源化設備

施設規模：びん類 7t/5時間

缶類 7t/5時間

（スチール缶：4.5t/5時間、アルミ缶：2.5t/5時間）

ペットボトル 2t/5時間

ウ その他

計量棟、管理棟、搬入ごみストックヤード、回収品ストックヤード、カレットバンカ、工業用水ポンプ施設（敷地外3箇所。ただし、施設敷地外埋設送水管を除く。）、洗車場、車庫、煙突、駐車場、門扉、雨水管等、施設内植栽など関連する施設等

(3) 主要設備の概要

ア ごみ処理施設

受入供給設備：ピットアンドクレーン方式

燃焼設備：ストーカ方式

燃焼ガス冷却設備：水噴射式

排ガス処理設備：有害ガス除去設備（消石灰＋活性炭吹込）
＋ろ過式集じん機（触媒付ろ布）

給水設備：自然流化方式及び加圧方式

排水処理設備：無放流再使用

余熱利用設備：温水発生器（場内冷暖房・給湯）、白煙防止等

通風設備：平衡通風方式

灰出し設備：ピットアンドクレーン方式

灰溶融設備：13t/24時間（廃止）

イ リサイクルプラザ

(ア) 粗大・不燃ごみ設備

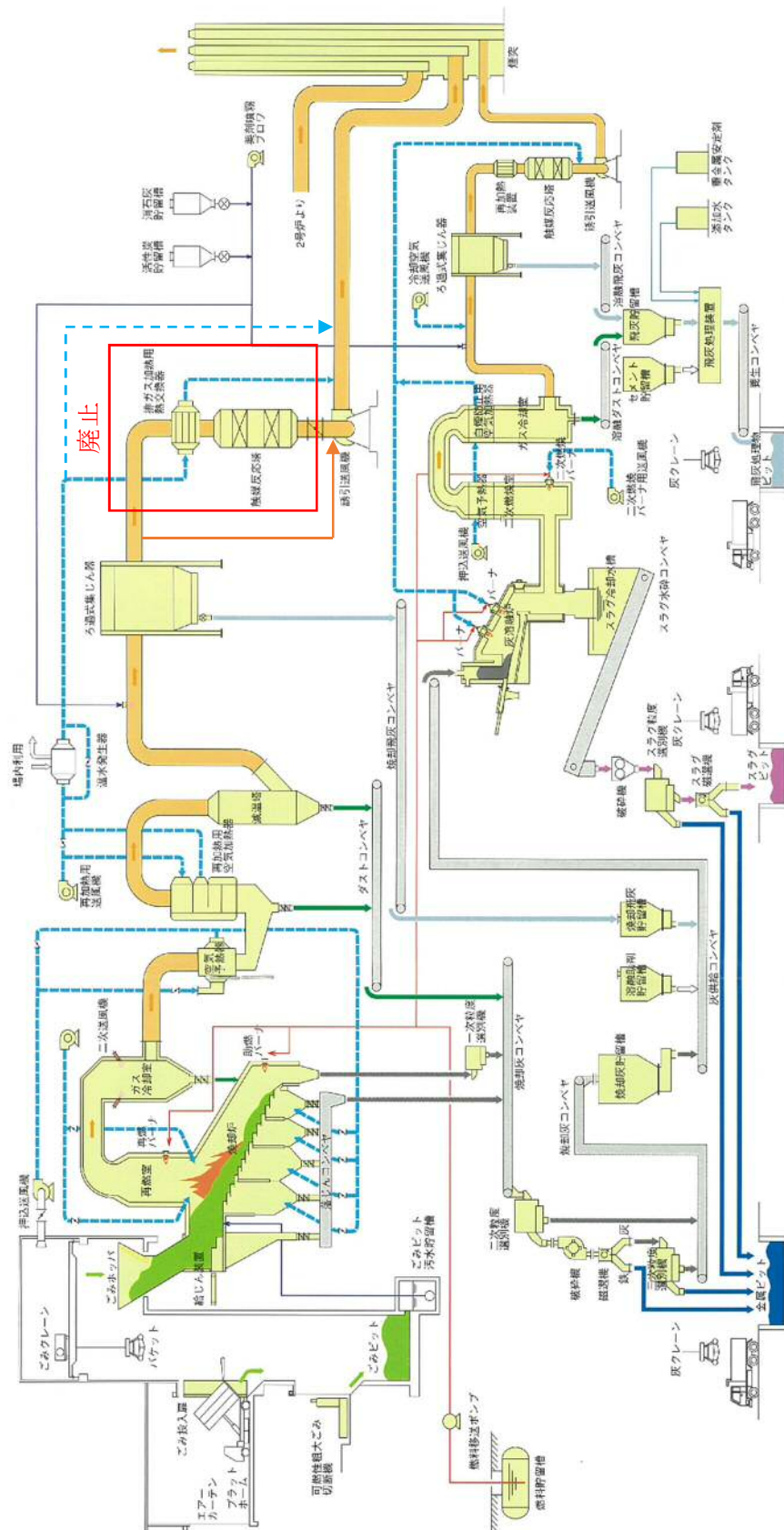
受入供給設備：粗大・不燃ごみ スtockヤード＋受入ホoppa投入

破砕設備：粗大ごみ 粗破砕機

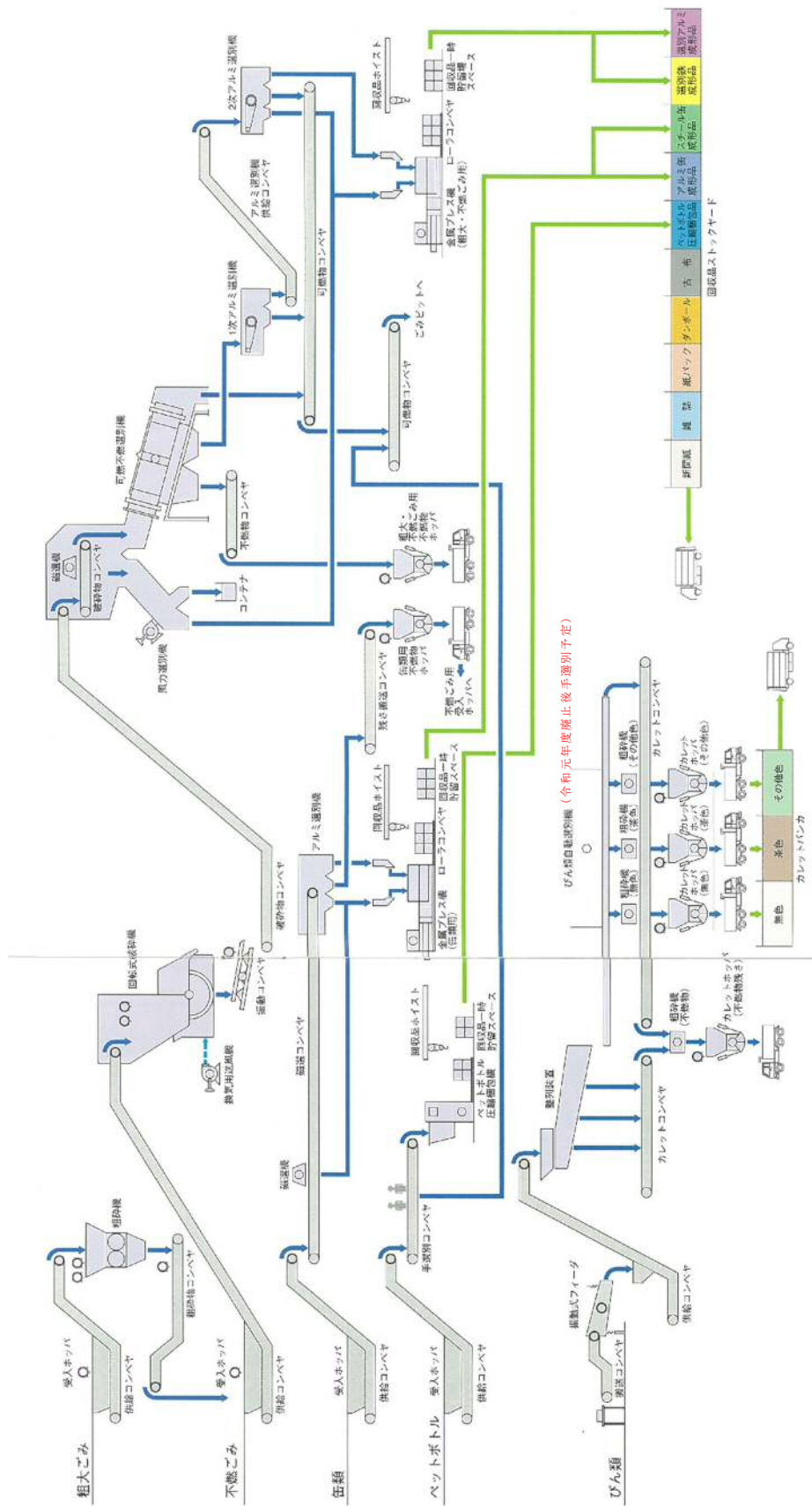
不燃ごみ 回転式破砕機

(5) 施設の処理フロー

ごみ処理施設及びリサイクルプラザにおける処理フローを以下に示す。



ごみ処理施設の処理フロー



リサイクルプラザの処理フロー

3 業務方式及び業務期間（予定）

本業務は、選定された受託事業者が組合と業務委託契約を締結し、自らの提案をもとに本施設の運営管理業務を行う「長期包括運営業務委託」方式により実施することとする。

本業務の業務期間は、次のとおりとする。

運営管理業務期間：令和元年12月から令和11年11月まで（10年間）

4 業務スケジュール（予定）

- | | |
|-------------|------------------------|
| ① 受託事業者の決定 | 令和元年8月上旬 |
| ② 業務委託契約の締結 | 令和元年9月下旬 |
| ③ 準備業務等 | 令和元年9月～11月 |
| ④ 運営管理業務期間 | 令和元年12月～令和11年11月（10年間） |

5 業務委託の内容

業務委託の内容は、事前準備業務、受付管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、関連業務等の本施設の運営管理に係わる包括的な業務である。

業務委託の内容及び分担は、表1-1に示すとおりであるが、詳細は要求水準書に定めるとおりとする。

組合と受託事業者が分担する主な業務は、以下に示すとおりである。

ア ごみ・再資源化物の搬入は、組合等の業務とする。

イ 受付管理は、受託事業者の業務とする。

ウ ごみ処理施設、リサイクルプラザ及びその他施設の運転管理は、すべて受託事業者の業務とする。ただし、ごみ処理施設からの焼却灰の資源化及び飛灰処理物の処分、リサイクルプラザからの不燃残渣の処分及び乾電池・カレット・ペットボトル・白色トレイの資源化に関する契約は、組合が行う。

エ ごみ処理施設、リサイクルプラザ及びその他施設の維持管理業務は、すべて受託事業者の業務とする。ただし、工業用水ポンプ施設の施設敷地外埋設送水管、管理棟の玄関自動ドア、トイレ、身障者用トイレ自動ドア、エレベーターは除く。

オ その他の業務については、基本的に見学者及び住民対応等は組合の業務とし、それ以外は受託事業者の業務とする。

表 1-1 業務委託の内容及び分担

区 分	業 務 内 容	業 務 分 担		
		組 合	事 業 者	
従 事 者 管 理	1 総括責任者の確保	—	○	
	2 法的資格者の確保	—	○	
	3 ごみ処理施設運転操作等職員の確保	—	○	
	4 リサイクルプラザ運転操作等職員の確保	—	○	
モ ニ タ リ ン グ	1 全体管理、監視	○	—	
	2 セルフモニタリング	—	○	
事 前 準 備 業 務	1 業務実施計画書等の作成	—	○	
	2 職員研修、業務の引継ぎ等の実施	△	○	
受 付 管 理 業 務	1 ごみ・再資源化物の搬入	○	—	
	2 受付管理(計量、性状確認、手数料集計管理)の実施	—	○	
運 転 管 理 業 務	ごみ処理施設 運転管理業務	1 運転計画、マニュアルの作成	—	○
		2 搬入管理(誘導、性状確認)の実施	△	○
		3 運転操作、燃焼管理	—	○
		4 焼却残渣の積込	—	○
		5 焼却残渣の運搬・資源化及び運搬・処分	○	—
		6 日常点検作業、簡易修繕の実施	—	○
	リサイクルプラザ 運転管理業務	1 運転計画、マニュアルの作成	—	○
		2 搬入管理(誘導、性状確認)の実施	△	○
		3 運転操作	—	○
		4 不燃物残渣の積込	—	○
		5 不燃物残渣の運搬・処分	○	—
		6 乾電池・カセット・ペットボトル・白色トレイの積込	—	○
		7 乾電池・カセット・ペットボトル・白色トレイの運搬・資源化	○	—
		8 有価物(上記7以外)の売却	—	○
		9 日常点検作業、簡易修繕の実施	—	○
		10 施設全体の清掃	—	○
維 持 管 理 業 務	1 調達・管理計画の作成	—	○	
	2 調達・管理の実施	—	○	
	3 備品・什器・物品・用役の費用負担	—	○	
	4 点検・検査計画の作成、実施	—	○	
	5 補修・更新計画の作成、実施	—	○	
	6 精密機能検査の実施	—	○	
	7 長寿命化総合計画の運用	—	○	
	8 施設の保全の実施	△	○	
環 境 管 理 業 務	1 環境保全基準・環境保全計画の作成、遵守	—	○	
	2 作業環境保全基準・作業環境保全計画の作成、遵守	—	○	
情 報 管 理 業 務	1 報告書の作成、管理	—	○	
	2 運転データ等の管理	—	○	
	3 施設情報(取説、竣工図書等の図書類)の管理	—	○	
関 連 業 務	1 清掃、植栽管理計画の作成、実施	—	○	
	2 防火管理、警備・防犯の計画、実施	△	○	
	3 見学者対応、住民対応	○	△	
	4 関係官公庁等申請	○	△	
	5 ドクターヘリの着陸対応	△	○	

凡例) ○：主担当、△：主担当補助・支援・協力、—：業務範囲外

6 予定価格（上限価格）

資格審査通過者が提出する「見積書」の金額が、組合が設定する予定価格（上限価格）を超えた場合、当該資格審査通過者は「失格」とする。

ただし、本募集要項等という予定価格（上限価格）とは、業務期間10年間の委託料総額とする。

7 予定価格（上限価格）の通知

応募者に参加資格審査（第1次審査）結果を通知するとともに、資格審査通過者のみ予定価格（上限価格）を通知することとする。

8 業務委託契約の締結及び業務の実施等

（1）業務委託契約の締結

組合は、優先交渉権者と本業務に関する業務委託契約を締結するものとする。

（2）本業務の準備業務等

受託事業者は、各業務の実施に必要な事項を記載した業務実施計画書、運營業務マニュアルを本業務開始の30日前までに組合に提出し、組合の承諾を得るものとする。

この場合において、業務実施計画書、運營業務マニュアルに記載すべき項目は、「要求水準書」「技術提案書」及び「業務委託契約書」に定めるところによるものとする。

（3）本業務の実施状況モニタリング

組合は、受託事業者により実施される本業務の状況について、必要なモニタリングを行う。

実施状況のモニタリングは、本施設に備えられた測定機器や諸データ及び受託事業者から提出される各種報告書により行う。

また、受託事業者は、組合が行う本施設に係る計測及び分析に協力しなければならない。

（4）業務の終了

組合は、本業務期間終了の24ヶ月前から業務終了後の本施設の運営方法について検討する。受託事業者は、組合の検討に協力するものとする。

詳細は、要求水準書に定めるところとする。

9 関連法令等の遵守

受託事業者は、本業務の実施に係る関連法令等を遵守するものとする。

関連法令等は、要求水準書に定めることとするが、表 1-2 は関連法令等の例示である。

10 委託料の支払

(1) 委託料の支払時期

組合は、「募集要項」「要求水準書」及び「業務委託契約書」に定める支払条件に基づき、本施設の運営管理業務に要する対価（以下「委託料」という。）を業務期間にわたって受託事業者に毎月支払う。

毎月の支払額は、業務期間 10 年間の委託料総額を 120 ヶ月で除した値とする。

(2) 委託料の支払方法

組合から受託事業者への委託料は、固定額として支払う。

(3) 委託料の支払に係る書類

委託料の支払は、受託事業者が月間業務報告書（提出書類）を毎月提出し、組合がその確認をした後に、支払うものとする。

11 委託料の変更

契約当初の契約条件と実際の運営管理条件が異なった場合^(※)は、契約した委託料の変更を行う。

本業務の契約した委託料の変更は、協議による。

(※) 主な事例は、下記のとおりである。

- ① 大幅なごみ搬入量の変動
- ② 大幅なごみ質の変動
- ③ 大幅な物価変動

表 1-2 関係法令等例示

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律	31. 電気設備に関する技術基準
2. ダイオキシン類対策特別措置法	32. 電気工作物の溶接に関する技術基準
3. 労働安全衛生法	33. クレーン等安全規則
4. 事務所衛生基準規則	34. クレーン構造規格
5. 大気汚染防止法	35. クレーン過負荷防止装置構造規格
6. 水質汚濁防止法	36. 電気機械器具防爆構造規格
7. 騒音規制法	37. 圧力容器構造規格
8. 振動規制法	38. 日本工業規格 (JIS)
9. 悪臭防止法	39. 電気規格調査会標準規格 (JEC)
10. 建設業法	40. 日本電機工業会標準規格 (JEM)
11. 電気事業法	41. 日本電線工業会標準規格 (JCS)
12. 電気工事士法	42. 日本油圧工業会規格 (JOHS)
13. 電気用品安全法	43. 日本フルードパワー工業会規格
14. 消防法	44. 内線規程
15. 下水道法	45. ISO国際規格
16. 水道法	46. ごみ処理施設性能指針
17. 地球温暖化対策の推進に関する法律	47. ごみ焼却施設におけるダイオキシン類の対策について (労働省、労働基準局長)
18. 労働基準法	48. その他関係諸法令、規格、規程及び技術指針
19. 電波法	
20. 有線電気通信法	
21. 計量法	
22. 高圧ガス保安法	
23. 毒物及び劇物取締法	
24. 公共工事の品質確保の促進に関する法律	
25. 公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について	
26. 国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン	
27. 危険物の規制に関する規則・政令	
28. 一般高圧ガス保安規則	
29. 特定化学物質等障害予防規則	
30. 発電用火力設備に関する技術基準	

第2章 応募者の募集及び受託事業者の決定

1 受託事業者の決定方法

事業者の募集及び受託事業者の決定方法は、競争性の担保及び透明性・公平性等の確保に配慮した上で、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2の規定及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、公募型プロポーザル方式を採用することとする。

2 公募及び事業者選定の手順（予定）

（1）スケジュール（予定）

公募及び事業者選定のスケジュール（予定）は、おおむね表2-1のとおりである。

表2-1 公募及び事業者選定のスケジュール（予定）

①	公募型プロポーザルの公告及び募集要項等の配布	令和元年 5月7日
②	応募者の参加資格要件に関する質問の受付締切	令和元年 5月13日
③	応募者の参加資格要件に関する質問に対する回答公表	令和元年 5月17日
④	参加申込書等の受付締切	令和元年 5月22日
⑤	参加資格審査（第1次審査）結果の通知 予定価格（上限価格）の通知	令和元年 5月31日
⑥	募集要項等公表資料に関する質問の受付締切	令和元年 6月7日
⑦	募集要項等公表資料に関する質問に対する回答公表	令和元年 6月14日
⑧	技術提案書及び見積書の受付締切	令和元年 7月5日
⑨	プレゼンテーション・ヒアリングの実施	令和元年 8月上旬
⑩	最優秀提案者（第2次審査結果）の通知	令和元年 8月中旬
⑪	事業者の決定	令和元年 8月中旬
⑫	審査結果の公表	⑪の後速やかに行う
⑬	契約交渉（協議）	⑪の後速やかに行う
⑭	業務委託契約の締結	令和元年 9月下旬

(2) 選定手順フロー

選定手順をフローに示すと、図 2-1 のとおりである。

(図中の丸番号は、表 2-1 の丸番号に対応)

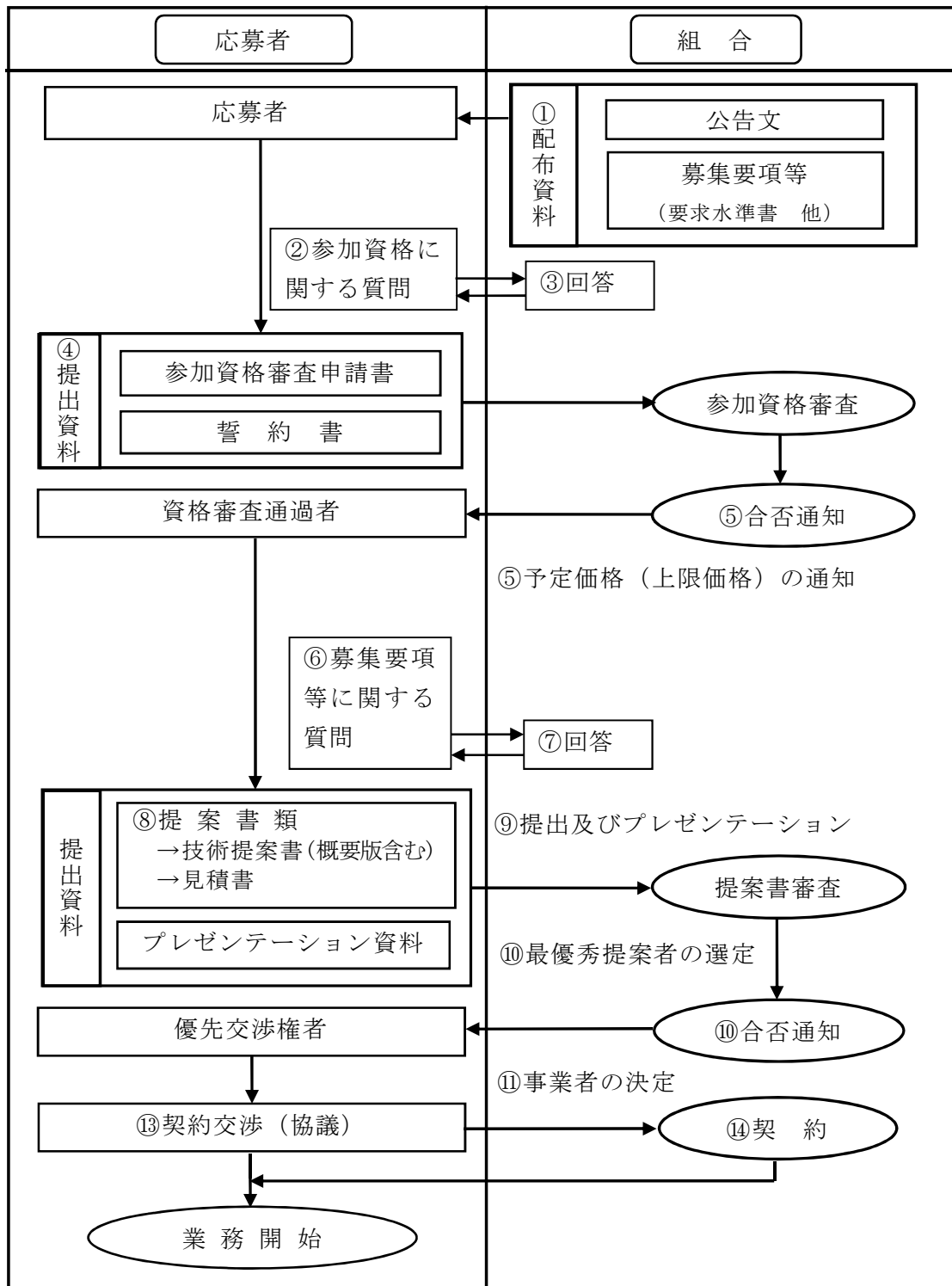


図 2-1 選定手順フロー

(3) 手続き等

ア 担当（書類の提出先及び問い合わせ先）

大月都留広域事務組合

郵便番号 401-0022

山梨県大月市初狩町中初狩 3274 番地 大月都留広域事務組合

電話：0554-20-2651 FAX：0554-20-2655

E-mail：kouiki-19206@city.otsuki.lg.jp

イ 募集に係る資料の交付

大月都留ごみ処理場長期包括運營業務委託プロポーザル募集に係る資料は、令和元年 5 月 7 日（火）から令和元年 5 月 22 日（水）までの間に、大月都留広域事務組合ホームページから入手するものとする。

HP アドレス：http://www.otsuki-tsuru.or.jp/

ウ 参加資格要件に関する質問の受付

(ア) 提出方法

応募者は、参加資格要件についての質問を、質問書「様式集（様式 2-1）」（Microsoft Word 形式）に記入の上、そのファイルを電子メールに添付し、送付する。

なお、電子メールのタイトルは、「(提出者氏名) 参加資格要件に関する質問」とし、提出期限までに到着したものに限る。

(イ) 提出場所

上記アに同じ。

(ウ) 提出期限

令和元年 5 月 13 日（月）午後 4 時まで

エ 参加申込

(ア) 提出方法

応募者は、募集要項等に基づき必要書類を作成し、これを持参し、又は郵送すること。

なお、郵送による申し込みは、書留郵便等の配達記録が残るものに限るものとし、提出期限までに到着したものに限る。

(イ) 提出部数

2 部

(ウ) 提出場所

上記アに同じ。

(エ) 提出期限

令和元年 5 月 22 日（水）午後 4 時まで

オ 募集要項等に関する質問の受付

(ア) 提出方法

資格審査通過者は、募集要項等についての質問を、質問書「様式集（様式2-1）」（Microsoft Word 形式）に記入の上、そのファイルを電子メールに添付し、送付する。

なお、電子メールのタイトルは、「（提出者氏名）募集要項等に関する質問」とし、提出期限までに到着したものに限る。

(イ) 提出場所

上記アに同じ。

(ウ) 提出期限

令和元年6月7日（金）午後4時まで

カ 提案書類提出の辞退

(ア) 提出方法

資格審査通過者は、提案書類の提出期限までは、随時、提出を辞退することができる。

提出を辞退する場合は、資格審査通過者が辞退届「様式集（様式3-1）」を担当部署へ持参（E-mail、FAXによる提出は認めない）により提出する。

なお、当該辞退の撤回はできないものとする。

(イ) 提出部数

1部

(ウ) 提出場所

上記アに同じ。

(エ) 提出期限

令和元年6月28日（金）午後4時まで

キ 技術提案書及び見積書の提出

(ア) 提出方法

資格審査通過者は、募集要項等に基づき技術提案書及び見積書を作成し、これを持参し、又は郵送すること。

なお、郵送による提出は、書留郵便等の配達記録が残るものに限るとし、提出期限までに到着したものに限る。

(イ) 提出部数

技術提案書：15部（正1部、副14部）

技術提案書電子データ：1部（CD-R）

見積書：1部

(ウ) 提出場所

上記アに同じ。

(エ) 提出期限

令和元年 7 月 5 日 (金) 午後 4 時まで

3 応募者の参加資格要件

応募者は、参加申込書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限において、以下の要件をすべて満たしていることとする。

また、構成市管内の住民を対象とした雇用に配慮するとともに、管内業者及び準管内業者を積極的に活用することとする。

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

ア 応募者の構成は、本施設の運営管理業務の能力を有し、本業務に参加する単独企業又は複数企業で構成されるグループとする。グループの場合は、グループを構成する企業の数の上限は任意とするが、本業務の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。グループは、構成企業を代表する企業 1 社を代表企業として定めるとともに、代表企業が一連の応募手続きを行うこととする。

イ 応募者は、他の応募者の下請又は協力企業となることは認めない。

ウ 応募者は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）第 8 条第 3 項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第 8 条第 5 項に規定する関連会社に該当する他の応募者の下請または協力企業となることは認めない。

エ 参加申込書提出以降、応募者の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると組合が認めた場合は、この限りではない。

オ 同一応募者が複数の提案を行うことは禁止する。

(2) 応募者の参加資格要件等

応募者は、以下の要件をすべて満たす者でなければならない。

ア 一般的な参加資格要件

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。

(イ) 国、山梨県、構成市及び組合の指名停止、入札参加資格制限等の措置を受けていない者。

(ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号に該当しない者。

(エ) 法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。

(オ) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者。

(カ) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）

第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告を受けていない者。

(キ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（同法附則第 2 条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続きの申立てを含む。）。

(ク) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。

(ケ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立てがなされていない者（同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）。

(コ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められていない者。

(サ) 以下に示す者でないこと。又は、これらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、総株主の議決権の 50% を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 50% を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

- ① 選定委員会の委員が属する企業
- ② 本業務に係るアドバイザー業務受注者
(中日本建設コンサルタント株式会社)

イ 業務における参加資格要件

応募者は、本施設の運営管理業務を行うものとして、以下の各項の要件をすべて満たさねばならない。

(ア) 国又は地方公共団体（地方公共団体の組合を含む）より発注された以下の要件をすべて満たす一般廃棄物処理施設の運営管理を行った実績を複数件有すること。

- ① 処理方式：ストーカ炉（連続燃焼方式）
- ② 処理能力：100 t/日以上
- ③ 運営実績：参加資格確認申請書類の提出期限で、3 年以上の運営の実績

(イ) 廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、国又は地方公共団体（地方公共団体の組合を含む）が所管する一般廃棄物を対象とした焼却処理施設（上記（ア）の処理能力と同等以上の施設）における長期包括運営業務委託業務又は PFI/PPP 方式での運営管理業務の総括責任者として 2 年以上従事した経験を有する者、あるいは同等の能力を有する者を本業務の総括責任者として業務開始後 3 年以上専任で配置できること。

- (ウ) 国又は地方公共団体（地方公共団体の組合を含む）が所管する一般廃棄物を対象とした焼却処理施設（上記（ア）の処理能力と同等以上の施設）での運営経験を有する者を業務開始後1年以上専任で配置できること。
- (エ) 受託事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。
- (オ) 前記（イ）から（ウ）に掲げる要件を満たす者を専任配置でき、かつ本施設の業務開始前の準備期間（令和元年9月以降を予定）から運転習熟訓練に参加させ、令和元年12月から専任配置できる者であること。

ウ 参加資格の確認

参加資格確認基準日は、参加申込書及び参加資格審査申請書類受付最終日とする。

エ 応募者の失格

応募者の参加申込書の提出から受託事業者決定までの間において、やむを得ない事由^(※)で組合が変更を認めた場合を除き、参加資格要件を欠いた場合は、応募者は失格とする。

(※)：やむを得ない事由の例

業務の譲渡等に伴い会社が合併又は分割するとき

4 事業者の選定

本業務における事業者の選定は「公募型プロポーザル方式」により行うものとし、選定基準及び選定方法は、次により行うものとする。

(1) 審査委員会の設置

組合は、プロポーザルに参加する者の資格の適性審査、事業者選定等に関する事務を処理するため大月都留広域事務組合長期包括運営事業者選定技術審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を置く。

大月都留広域事務組合長期包括運営事業者選定技術審査委員会委員

役 割	委 員 名	所 属 ・ 役 職
委 員 長	横瀬 政弘	大月市市民生活部市民課 課長
副委員長	小俣 秀樹	都留市市民部地域環境課 課長
委 員	中路 喜之	大月短期大学 准教授
	小林 敬憲	山梨県富士・東部林務環境事務所 環境課環境保全幹
	岩村 知哉	大月市総務部総務管理課 主幹
	田辺 伸二	都留市総務部財務課 副主幹

なお、本募集要項等の公表後から優先交渉権者決定までの間に、応募者が審査委員会の委員に対し、優先交渉権者選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は応募者を失格とする。

(2) 審査の手順及び方法

審査は、参加資格審査（第1次審査）と提案審査（技術提案書及び見積書の審査、第2次審査）の2段階にて実施し、経済性、業務計画、本施設の運営管理能力、業務収支計画、その他の条件等を審査委員会が総合的に評価する。

なお、各審査の主な視点は、以下のとおりとする。

ア 参加資格審査（第1次審査）

参加申込書と併せて提出された参加資格審査申請書をもとに、募集要項等で示した参加資格要件等についての確認審査を行う。

資格審査通過者は、提案書類を提出することができる。

技術提案様式等の詳細については、様式集において示す。

イ 提案審査（技術提案書及び見積書の審査、第2次審査）

（ア）基礎審査

募集要項等に記載している事項をはじめ、本業務の基本的条件及び要求水準について確認する。

- ①提案書類の確認
- ②見積価格の確認
- ③要求水準達成の確認
- ④その他これらを実施するうえで必要な確認

（イ）総合評価

基礎審査を通過した資格審査通過者の提案内容に対して総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者として選定する。なお、審査事項は以下のとおりであり、審査基準等の詳細については、審査基準書において示す。

- ①本施設の運営管理に関する事項
- ②見積価格に関する事項
- ③経営計画及び事業収支に関する事項

なお、提案書類を提出した資格審査通過者には、別途、プレゼンテーション及びヒアリングの実施について連絡する。

ウ 受託事業者の決定及び事業者を選定しない場合

「公告文」の定めに従って行う。

エ 提出書類の取扱い

（ア）技術提案書の変更等の禁止

技術提案書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。

また、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、組合が必要と認めた場合はこの限りではない。

（イ）著作権

組合が示した図書の著作権は組合に帰属し、その他の提案書類の著作権は応募者に帰属する。

なお、組合が必要と認める場合には、応募者の承諾がある場合にのみ提案書類の全部又は一部を使用できるものとする。

（ウ）特許権等

技術提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

（エ）公表資料の取扱い

組合が公表又は提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的に使用

することはできない。

(オ) 企業名の取扱い

ロゴマークの使用を含めて、企業名が分かる記述を避けること。ただし、技術提案書のうち正本1部の表紙においては企業名を明らかにすること。

(カ) 使用言語及び単位、時刻

応募要項等及び各技術提案様式に特別に指定するもの以外は、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

オ 費用負担

応募から契約締結に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 募集の延期・中止等

天災地変等やむを得ない理由により募集の執行ができないときは、組合は、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、応募者の連合の疑い、不正不穏行動等により募集を公正に執行できないと認められるときは、募集の執行を延期し、又は取りやめることがある。

なお、上記取りやめ等の場合において、提案書類の作成等のために各応募者がその時点までに費やした費用は、すべて応募者の負担とする。

第3章 本業務に係る情報提供

1 応募段階

(1) 資料等の提供及び閲覧等

参加資格審査（第1次審査）に合格した資格審査通過者は、この募集要項等に定めるところにより、守秘義務に係る「誓約書」を提出し、本施設に関する資料の提供又は閲覧を求め、若しくは本施設の現地調査を申し出ることができる。

(2) 本施設の現地調査等

資格審査通過者は、組合が必要かつ合理的と認める方法により、本施設の現地調査を行うことができる。なお、日時等については、組合で資格審査通過者間の日程を調整の上、資格審査通過者に通知する。

(3) 情報提供の内容

ア 組合は、資格審査通過者の要望に応じて、組合が所有する図書類（図面、運営管理に関する履歴データ等）を提示することができる。

イ 組合は、資格審査通過者の要望に応じて、当該者を本施設に立ち入らせ、必要な範囲内で以下を実施することができる。

- ① 本施設の運営管理業務の現地見学
- ② 組合が所有する設計図書類の閲覧
- ③ 本施設の現状確認

2 業務委託契約後の情報提供

受託事業者は、「業務実施計画書」等を作成するために、本施設に関する設計図書類（取扱説明書を含む。）等の確認及び本施設の現地調査を行うことができるものとする。

また、受託事業者は、本施設に関して口頭及び書面で質問することができる。

第4章 受託事業者の責任の明確化

1 想定される運営管理の水準・仕様

受託事業者は、「募集要項」「要求水準書」及び「提案書類」に基づく諸条件を踏まえ、本業務期間はもとより業務期間終了後においても本施設の目的及び機能を満足することができるよう、必要かつ適切な運営管理を行わなければならない。

2 受託事業者の責任の明確化及び業務実施の保証

(1) 基本的考え方

本業務における責任は、原則として受託事業者が負う。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途受託事業者との協議の上、決定する。

(2) 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスクに対する双方の責任分担は、原則として「表4-1」に定めるとおりとし、責任分担の程度及び具体的な内容については、「募集要項」「要求水準書」及び「業務委託契約書」に基づくものとする。

(3) 本業務実施状況のモニタリング

組合は、受託事業者が行う本施設の運営管理業務委託の状況が、要件を満たしていることを監視するため、本施設の運営管理状況のモニタリングを行う。

また、組合は、モニタリングを行うに当たって、組合が委託する第三者から年度ごとの協議について、アドバイスを求めることができるものとする。

その結果、業務委託契約に定められている「要求水準書」及び「業務委託契約書」の諸条件を満たしていないと判断される場合は、組合は受託事業者に改善を要求し、一定の猶予期間を設けた上で、委託料の減額等の措置を講じることができる。

表 4-1 長期包括運營業務に係るリスク分担表

リスク	リスクの内容	リスクに対する責任 ○:主負担 △:従負担	
		組合	事業者
見積・提案	見積費用・提案費用		○
計画変更	募集要項等の不備、変更	○	
法令変更	本業務に影響を及ぼす法制度の新設・変更(税制度、排ガス基準の変更・項目追加等事業者の裁量で対応できない変更等)	○	
	上記以外の法制度の新設・変更		○
住民対応	運転管理業務に対する住民要求等	○	△
業務の中止、延期	組合の債務不履行	○	
	事業者の破綻、業務放棄		○
物価変動	運転管理業務開始後の一定の範囲を越えるインフレ・デフレ	○	△ (一定範囲内)
設備破損・稼働停止	天災等不可抗力	○	
	公害防止基準等要求水準の不適合	△ (瑕疵によるもの)	○
	不適切な運営・維持管理		○
	処理対象外ごみの混入	○	△ (受入時検査)
	施設建設時に行われた調査	○	
処理対象ごみ	性状の変化	○	△ (一定範囲内)
	量の変動	○	△ (一定範囲内)
搬出入車両による事故	場内走行時の搬出入車両の事故	○	△ (誘導時)
設備の改良・交換	事業者による設備の改良・交換		○
施設の性能維持	業務終了(引渡し)時における性能維持		○

第5章 本業務に係る主な業務委託契約の内容

1 契約保証金

- (1) 受託事業者は、契約金額（消費税相当額を含む。以下同じ。）に、10分の1以上を乗じた契約保証金又はこれに代わる保証等の担保を組合に提出する。具体的な提出方法は「業務委託契約書（案）」に示す。
- (2) 受託事業者が、本契約に基づく損害金、賠償金又は違約金の履行義務を負う場合、組合は、契約保証金又はこれに代わる保険等の担保等をもって、これに充当する。

2 業務実施上の主な留意事項

- (1) 業務実施計画書等
 - ア 受託事業者は、業務期間中に行うべき業務内容及び運営管理の考え方について定める「業務実施計画書」を作成し、組合の承諾を得る。
 - イ 受託事業者は、年度ごとに「業務実施計画書」に基づき、本施設の運営管理の方法について、組合と協議する。なお、組合は、運営管理の状況を確認し、必要に応じて「業務実施計画書」の内容を改定するよう求めることができる。
- (2) 日常業務の実施
 - ア 受託事業者は、「要求水準書」に記載された業務に関わる年度ごとの「業務実施計画書」を作成し、組合の承諾を得る。
 - イ 受託事業者は、「業務実施計画書」において総括責任者及び班長等を定め、業務の管理を実施する。
 - ウ 受託事業者は、年度ごとの「業務実施計画書」に基づき、月間実施計画書を作成し、組合の承諾を得る。
 - エ 受託事業者及び組合は、業務実施期間中に「業務実施計画書」の内容について、変更、協議の必要性が生じた場合には、双方協議を行い、その協議の結果を「業務実施計画書」に反映する。この場合、受託事業者及び組合は、「業務実施計画書」の変更を関係者に周知し、業務に支障が生じないように措置する。
- (3) 処理対象物の受入れ等
 - ア 組合は、搬入するごみ性状が計画性状に近いごみ質を確保する。
 - イ 本施設に搬入されるごみ・再資源化物が、計画ごみ質・計画処理量から大幅に逸脱していることが判明した場合、組合は、各基準値を遵守することが困難であるかどうかについて確認し、必要に応じて受託事業者と対応策について協議する。

(4) 処理不適物の取扱い

- ア 受託事業者は、受入供給設備（プラットホーム、ごみピット、ごみクレーン、ごみホッパ、ストックヤード）において、受入れたごみ・再資源化物中に処理不適物がないことを確認し、本施設に故障等が生じないように努める。
- イ 受託事業者は、受入れたごみ・再資源化物中に処理不適物が確認された場合には、処理不適物の排除に努める。
- ウ 組合は、ごみ・再資源化物搬入者に対して広報・啓発活動等を行うことにより、処理不適物の混入を未然に防止するように努める。
- エ 受託事業者は、排除した処理不適物を、組合が指定する場所に貯留するものとし、貯留された処理不適物は、組合が搬出して処分する。

(5) 機器等の不具合発生時の対処方法

- ア 受託事業者の業務範囲において、設備の故障や事故、又はその他の不具合が発生した場合、受託事業者は当該不具合の内容を組合に報告する。
- イ 受託事業者は、組合と当該不具合の対処方法について協議し、協議結果を受けて、受託事業者は必要な措置をとる。
- ウ 受託事業者は、当該不具合が発生した場合は、当該不具合に対応するために必要な修理費用等を負担する。
- エ 当該不具合が組合の業務に起因した場合は、組合に対して前項で要した費用のうち、組合の責任に帰する部分を請求できる。組合は、合理的な理由が無い限り、受託事業者の求めを拒否できない。

(6) 特定調達品の調達

組合は、特定調達品（本施設の設計・建設企業に所属する固有の物品）の調達について、受託事業者とあらかじめ協議し、業務期間中、本業務に支障を生じさせないよう必要な措置を講ずる。

なお、組合と設計・建設企業は、特定調達品の供給等に関する協定を締結している。協定書の概要は、「別紙-2 特定調達品の調達等に係る協定書の主な内容」に示す。

(7) 補修・更新の取扱い

- ア 受託事業者は、業務期間中、補修・更新を自らの判断と責任において実施する。
- イ 前項の補修・更新を実施した以降においても、業務期間内に本施設の機能を維持するために補修・更新が必要となった場合は、受託事業者は、委託料の範囲内でこれを実施する。

(8) 業務期間終了時の取扱い

ア 受託事業者は、業務期間終了時に本施設が「要求水準書」に示した機能及び性能を満足していることを確認し、組合の承諾を得る。

イ 組合は、業務期間終了時における本施設の機能及び性能が「要求水準書」を満足していない場合には、受託事業者に対して、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

3 違約金

組合は、受託事業者の責めに帰する事由により本契約を解除した場合は、受託事業者に対し、契約金額（消費税相当額を含む。以下同じ。）の10分の1以内を乗じた違約金を請求することができる。

第6章 業務委託契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

1 係争事由に係る基本的な考え方

業務計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、組合と受託事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、法令及び業務委託契約書に定める具体的な措置に従うものとする。

2 管轄裁判所の指定

本業務の契約に関する紛争については、甲府地方裁判所都留支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

第7章 本業務の継続が困難になった場合の措置等

1 基本的な考え方

受託事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、業務委託契約書において、想定される業務の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2 本業務の継続が困難となった場合の措置

本業務の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

(1) 受託事業者の責めに帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合

ア 受託事業者の提供するサービスが、業務委託契約で定める受託事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は業務委託契約書の定めに従い、受託事業者に改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。受託事業者が当該期間内に改善を行うことができなかつたときは、組合は業務委託契約を解除することができるものとする。なお、その他の対応方法については、業務委託契約書において定める。

イ 受託事業者が倒産又は財務状況が著しく悪化し、その結果、業務委託契約に基づく業務の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は業務委託契約を解除することができるものとする。

ウ 前2項の規定により、組合が業務委託契約を解除した場合、受託事業者は組合に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 組合の責めに帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合

ア 受託事業者は、業務委託契約書の定めに従い、業務委託契約を解除することができるものとする。

イ 前項の規定により受託事業者が業務委託契約を解除した場合、組合は受託事業者に生じた損害を賠償する。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により本業務の継続が困難となった場合

不可抗力その他、組合又は受託事業者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、組合及び受託事業者は、業務継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれの相手方に事前に書面でその旨の通知をすることにより、組合及び受託事業者は業務委託契約を解除することができる。

3 保険の加入

本施設の運営管理に際しては、受託事業者が必要と考える保険に加入すること。

(以下は、例示)

- ① 火災保険特約付き（建物、機械）
- ② 団体廃棄物処理プラント保険
- ③ 機械保険
- ④ 受託者賠償責任保険
- ⑤ 第三者賠償責任保険
- ⑥ 労災総合保険
- ⑦ 企業費用利益総合保険
- ⑧ メーカー機械保険

別紙一 1

年 月 日

大月都留広域事務組合
組合長 石井 由己雄 宛

住 所
法 人 名
代表者職氏名

㊞

誓 約 書

当社は貴組合から下記業務に関する情報の開示を受けるに当たり、その情報を下記のとおり取り扱うことを誓約いたします。

記

1 業務名

大月都留ごみ処理場長期包括運營業務委託（以下「長期包括運營業務」という。）

2 情報の指定

対象となる情報は、貴組合から提供された長期包括運營業務に関する資料その他一切の情報（以下「本件情報」という。）とする。

3 情報の取扱い

- (1) 当社は、本件情報の秘密を保持し、長期包括運營業務に関する受託事業者選定に参加する場合又は長期包括運營業務に従事する職員に開示する場合及び適用法令、行政機関又は司法機関の要請により開示が必要とされる場合を除き、本件情報を第三者に開示及び漏洩しない。
- (2) 当社は、本件情報の開示を受けた前号の従事職員に対し、前号の義務を遵守させるため必要な措置を講じる。
- (3) 本件情報の取扱いについては、当社は善良な管理者の注意をもって行うものとし、本件情報に係る文書その他の記録（電磁的媒体又は光学的媒体に格納されたものを含む。）は、長期包括運營業務に係る当社の従事職員以外の者が利用できないよう保管する。
- (4) 当社は、受託事業者が決定し、又は貴組合の要請があったときは、本件情報に係る文書その他の記録のすべてを直ちに貴組合に返却し、本件情報がコンピュータの記録媒体に蓄積されている場合については、これを完全に消去する。

4 損害賠償

本件情報の取扱いに違反し、貴組合又は第三者に損害を被らせたときは、その損害を賠償する。

別紙－２

特定調達品の調達に係る協定書の主な内容

大月都留広域事務組合と設計・建設企業は、特定調達品の調達等に係る協力事項及び条件等に関して次のとおり合意する。

- 1 設計・建設企業は、事業者が特定調達品の調達・設置（搬入・取付け・試運転を含むものとする。）及びその他本施設の維持管理に必要な工事施工等を委託しようとする場合、合理的な理由なしにこれを拒否せず、その条件について誠実に協議する。
- 2 事業者は、自らの責任において設計・建設企業以外の企業から特定調達品やその他本施設の維持管理に必要な工事施工等を調達することができる。その場合、事業者は設計・建設企業以外から調達することに伴う一切の責任を負う。